## 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

令和 年 月 日

本別町農業委員会会長 様

	譲渡人	住	所	中川郡本別町勇足〇〇番地	氏	名	五里 元気 (勇足東6) ®
申		職	業	農業	生年	月日	昭和○年○月○日
請人		住	所	中川郡本別町西勇足〇〇番地	氏	名	本別 太郎 (勇足西6) ®
	譲受人	職	業	農業	生年	月日	□ 昭和△年△月△日
		国新	等	日本	在留資特別別		

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、業務の内容、名称及び代表者の氏名、設立にあたって準拠した 法令を制定した国)

農地について 所有権の移転 の許可を受けたいので、農地法第3条

第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

<u>」 計</u>	リで文	ノムフ	<u> </u>	の下派	の衣り	下及いてのも	人沉				
所	在	地	番	地	田	面積(㎡)	所有者の氏名	所有権	以外の使用収益権が記	足定されている場合	備考
171	111	15	Ħ	登記	現況	四個(八八)	または名称	権利者	の氏名または名称	権利の種類	畑つ
本別町	勇足	1-1		畑	畑	10.000	本別豆助				
	n	2-2		原野	畑	2.500	n				
	n	3-3		原野	牧場	10.000	n				
					<b>y</b>						
						1月:足『牧 提』	は、下欄の合	計増で	计顺控替协业	7₩ 『でさ	
						シェルロ 1人 7分2	は、「利用リント	іпінж С	16 ] 木平 ) 大 1		
									•		
面積 合計	畑畑	12.50		:地 計	12.50	採 草   放牧地	10.000	合計	2	2.500	3 筆

## 2 権利を設定しようとする理由

貸主	老齢のため・稼働力がないため 借主変更・経営移譲年金受給のため…など	借主	経営規模拡大のため…など
----	---------------------------------------	----	--------------

3 権利を設定しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	対価・賃料(円)	資金調達の方法	その他
売買	許可後から	<b>2.250.000</b> (10a <b>100, 000</b> )		

- 注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借り入れ 予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。
- 4 権利を取得し 経営地の状況

同封の農地基本台帳の下の方に記載がある『所有 地』の数字です。所有している農地です。 は使用収益権を有する

(「世帯員等」と る親族を含む。) 並びに当該

住居又は生計を異にしてい 作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。)

採草放牧地面積(㎡) 樹園地 自作地 (1) 250.000 250,000 10.000 所 貸付地 有 地 目 地 所在・地番 面積(m³) 状況・理由 登記簿 現況 非耕作地 農地面積 採草放牧地面積 (m²) Ш 畑 樹園地 用収益 同じく『借入地』の 20.000 20.000 数字です。借りて 営農している農地 権 所在・地番 面積(m³) 状況・理由 登記簿 現況 です。 を f計 (m²) ①+③ ⑥採草放牧地面積計 (m) ②+4 経営地面積 合計 (m²) ⑤+⑥ 経営地合計 270.000 10.000 **280.000** 備

注1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作または養畜

注2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供され ともに、その状況・理由として、「~であることから 棄している」、「~のため〇年間休耕中である」等自 自己所有の畑+借りて営農 している畑=農地台帳の 『経営地』の数字になるはず

です。

賃等を記載すると が○年間耕作を放 とができない旨を

注 作付予定の作物と面積を記載。

全面積の合計が上記の経営地面積と同

5 じになる(全地利用する)ように記載します。

引日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

帯員等の大農機具及び家畜の所有状況、農作業 泊号関係)

) 1F17 (ア正) 1F70、1F702

(1) 11 13 (370)	175 4 11 1	17979	12.0				
	田			畑		樹圃地	採草放牧地
作付(予定)作物	۲	ニート	小麦	大豆			牧草
権利取得後の面積 (m <sup>3</sup> )	10	0.000	100.000	70.000			10.000

**山**槓

## (2) 大農機具または家畜

1=7 7 77201							
	種類	和牛	乳牛	トラック	ロータリー	ハーベスター	
確保しているもの	所有	30	50	3			
					2		
導入予定のもの	所有						
得入 ア 走のもの	リース					1	
導入資:	金					○○事業	

(3) 農作業に従事する者の状況

①権利を取得しようとする者が個人である場合にはその者の農作業経験等の状況

農作業團	陸	農業技術修学歴		そ	の	他	
10	年	年					

②世帯員等その他常時雇用している労働力(人)

③臨時雇用労働力(年間延べ人数)

現在 人 農作業経験の状況 増員予定 人 農作業経験の状況

④①~③の物の住所地、拠点となる場所等から権利を設定または移転しようとする土地 までの平均距離または時間

平均距離 **2** km 平均時間 **0.1** 時間

- 注1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、コンバイン等を、「家畜」とは、牛、豚、鶏等を言う。
- 注2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ (融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載すること。
- 6 信託の引受け該当有無(農地法第3条第2項第3号関係)

信託の引受けによる権利の取得 有 (無)

- 7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業 への従事状況(農地法第3条第2項第4号関係)
  - (1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

(1) (0) [1] (1)		, ,,	٠,					,			•					
	月							5	6	7	8	9	10	11	12	従事
その行う耕作又は	養畜の事	業に必要	な農作業の期間	<b>←</b>											$\rightarrow$	する 年間
氏名	年齢	職業	権利取得者との関係	そ	のネ	旨が	農	作業	<b>美に</b> '	常田	侍従	事	する	る期	間	
本別 豆助	50	農業	父			$\downarrow$									<b></b>	<b>300</b>
本別 花子	50	n	<del> </del>				1					4				180
本別 太郎	25	n	本人	$\downarrow$											<b></b>	<b>330</b>

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることを言う。)

8 転貸が認められる場合への該当有無 (農地法第3条第2項第6号関係) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者 (賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(転貸する場合)に は、以下のうち該当するものに印を付すこと。 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧 をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施に より貸し付けようとする場合である。 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合 である。 9 周辺地域との関係(農地法第3条第2項第7号関係) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事 業が、権利を設定し又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放 牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項について記載すること。 ① 地域の水利調整への参加 該当なし 参加 不参加 無農薬 ② 農薬の使用状態 農薬使用 減農薬 ③ 地域の共同防除活動への参加 参加 不参加 該当なし ④ 遺伝子組換え作物の栽培予定 なし あり ⑤ 『5』の作付(予定)作物の栽培 連作 一部連作 輪作 ⑥ 『⑤』で連作又は一部連作と記載した場合には、当該農地や周辺の内への土壌障害等 の影響を、どのように回避するか記載すること。 牧草などは連作・一部連作になるのが一般的なので 「一部連作は牧草につき5年更新」等の記載をしてください。 ⑦ この権利移転に関して、周辺農家等との話し合い人した又はする予定の事項につい て、その内容を記載すること。 あくまでも記載例です。ご本人の地域調

(記載要領)

申請者の氏名

ることができます

和の状況を記載してください。

法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地、職業は業務の内容、氏名は法人の名称及び代表者の氏 名を記載し、定款又は寄付行為の写し及び法人登記簿を添付(独立行政法人及び地方公共団体は除く)

する場合においては、押印を省略す

- 「 申請書は3部提出すること。ただし、申請人が二人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申 請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は「別紙1」を添付すること。
- 農地法第3条第3項の規定の適用(農業生産法人以外の法人等が行う使用貸借又は賃貸借の申請)の場 合は「別紙2」を添付すること。
- 6 申請書には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を添付するほか、次の表の左欄に掲 げる場合には、同表の右欄に定める図書を添付すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営 委託により権利を取得するとき	付表1 経営委託に係る権利設定調書	1部
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき	付表2 乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書	1部
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人が 権利を取得するとき(農地法第3条第3項の規 定の適用による申請者を除く)	付表3 一般法人関係権利(設定)調書	1部
地下・空間を目的とする地上権を取得すると き	付表4 地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調 書	1部
許可申請地が信託財産のとき	付表5 信託財産に係る権利移転(設定)調書	1部
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき	付表6農業生産法人への出資・持分譲渡調書	1部
所有権以外の権原に基づいて事業に供されて いる農地等につき、その者以外の者が所有権 を取得しようとする時	付表7 貸借権等に基づき事業に供されている農地等 の権利移転調書	1部
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用 貸借による権利または賃貸借による権利を取 得するとき	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5 項の規定による手続きを証する書面	1部
権利取得者が景観整備機構であるとき	景観法第56条第2項の規定により市町村長の指定を 受けたことを証する書面	1部
単独申請をするとき	判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る)競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本	1部
土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき	その土地の特定に必要な実測図	2部
賃借権もしくは使用貸借による権利を譲渡 し、又は転貸しようとするとき	所有者の承諾書	1部